

神戸市立医療センター中央市民病院
片上臨床研究助成金事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は神戸市立医療センター中央市民病院に前腫瘍内科B部長、前先端医療センター副院長片上信之先生が残された資金を財源として、臨床研究を円滑かつ効率的に行うために定めるものである。

(事業)

第2条 この要綱の臨床研究は、最新の研究成果を取り入れつつ、臨床の診断、治療に応用していく研究を行うものとする。

2 本研究は、当院で行われる臨床研究の(1)新しい診断法(2)治療法の改善(3)治療を推進するサポート体制を対象とする。

(予算及び経理)

第3条 片上臨床研究助成金事業の費用は、事業実施年度における地方独立行政法人神戸市民病院機構予算で定めるものとする。

(事業の実施)

第4条 新たに事業の実施を希望する者は「実施計画書」(様式第1号)及び関係資料を添付し、院長が定める期日までに院長まで申請するものとする。

2 院長は申請のあった者の中から実施する事業の決定を行い、申請者に「決定通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 事業の実施決定の通知を受けた者(以下「事業遂行者」という。)は事業を終了したときまたは次年度の4月15日までに当該年度の事業実績を「事業経費執行報告書」(様式第2号)及び「研究成果報告書」(様式自由)により院長まで報告しなければならない。また、次年度以降も継続して事業を実施する者でこの報告がない場合は仮採用されていても、自動的に次年度の申請を却下するものとする。

2 事業遂行者は院長より指示を受けた研究課題における事業実績については神戸市立病院紀要に投稿しなければならない。ただし、次の第6条に該当する場合はこの限りでない。

3 本事業からの研究助成を受けた学術論文には、本事業からの研究助成金によった旨を謝辞として記載するものとする。

(事業の変更及び中止)

第6条 事業遂行者はやむを得ない事由により、その計画の変更、中止及び実施できなくなった場合には速やかに院長に報告し、承認を受けなければならない。

(経費の要求)

第7条 事業遂行者は事業の実施に必要な経費を決定額の範囲内で要求するものとする。

(事業の使途)

第8条

決定を受けた事業費は事業の目的外に使用してはならない。

2 院長は事業が目的に逸脱して実施されていると判断した場合は事業の決定を取り消すことができる。

(事業費の返還等)

第9条 院長は次の場合には事業遂行者に対し、事業費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) その研究助成金事業を中止した場合

(2) その研究助成金事業がやむを得ない事由により実施できなくなった場合

(3) 研究助成金事業費が事業実施計画書に定められた目的以外に使用された場合

(4) 要綱に違反し、又は虚偽の報告を行なった場合

(庶務)

第10条 片上臨床研究助成金事業の庶務は神戸市立医療センター中央市民病院臨床研究推進センター研究推進部門学術研究推進部が行うものとする。

2 本事業の英文名は“Katakami Foundation For Clinical Research”とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項が生じたときは院長が決定するものとする。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。